

議案第2号

北上地区消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例

北上地区消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和49年北上地区消防組合条例第8号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、北上地区消防組合一般職の職員の給与に関する条例（昭和49年北上地区消防組合条例第7号）第14条第2項の規定により、特殊勤務手当の種類、支給される職員の範囲、支給額及び支給方法に関し必要な事項を定めるものとする。

（種類、支給単位及び支給額）

第2条 特殊勤務手当の種類、支給単位及び支給額は、別表のとおりとする。

（緊急自動車運転手当）

第3条 緊急自動車運転手当は、火災、救急、救助等の災害が発生した際、その現場まで緊急自動車（道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第1項に規定する緊急自動車をいう。）の運転に従事した職員に対して支給する。

（救急業務手当）

第4条 救急業務手当は、救急業務に従事した職員に対して支給する。

（災害活動手当）

第5条 災害活動手当は、次の活動に従事した職員に対して支給する。

- (1) 緊急消防援助隊等応援隊活動 消防組織法（昭和22年法律第226号）第44条第1項に規定する消防の応援等を必要とする災害への応援活動
- (2) はしご搭乗活動 災害現場で、はしご付消防ポンプ自動車のはしごに搭乗し、高所の消火、救助作業等にあたる活動
- (3) その他の災害活動 災害現場で消火、救助作業等にあたる活動（前2号に掲げる活動を除く。）

（夜間特殊業務手当）

第6条 夜間特殊業務手当は、正規の勤務時間のうち深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）に勤務した職員に対して支給する。

（支給方法）

第7条 特殊勤務手当は、翌月の給料日に支給する。

2 特殊勤務手当（夜間特殊業務手当を除く。）が重複する場合は、支給額の高い手当を支給する。

（補則）

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

別表

種	類	支給単位	支給額
緊急自動車 運転手当	道路交通法施行規則（昭和35年 総理府令第60号）第2条の表に 掲げる大型自動車	1 回	300円
	上欄に掲げる以外の自動車	1 回	200円
救急業務手当	救急救命士の資格を有する者	1 回	700円
	上欄に掲げる以外の者	1 回	250円
災害活動手当	緊急消防援助隊等活動	1 日	2,160円
	はしご搭乗活動	1 回	300円
	その他の災害活動	1 回	250円
夜間特殊 業務手当	勤務時間が深夜の全部を含む勤務	1 回	970円
	勤務時間が深夜の一部を含む勤 務（深夜における勤務時間が2 時間以上となる場合）	1 回	650円
	勤務時間が深夜の一部を含む勤 務（深夜における勤務時間が2 時間に満たない場合）	1 回	510円

令和8年2月4日提出

北上地区消防組合

管理者 北上市長 八重樫 浩 文

提案理由

緊急消防援助隊として出動した消防職員に対する特殊勤務手当の支給について、総務省消防庁が推奨する手当支給額へ見直しを行い、他の特殊勤務手当についても明確かつ適正化を図り、各条文に変更が生じることから全部改正をしようとするもの。